

本件事故当時、浪江町に居住していた申立人らが、本件事故前に相続した浪江町所在の土地・建物及び家財等の財物損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人 X 1（以下「申立人 1」という。）同 X 2（以下「申立人 2」という。）同 X 3（以下「申立人 3」という。）同 X 4（以下「申立人 4」という。）及び同 X 5（以下「申立人 5」という。なお、申立人ら 5 名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 相続人の表明及び保証

申立人 1 及び同 3 ないし 5 は、被申立人に対し、次のとおり表明し保証する。

平成 年 月 日、福島県 市において死亡した A（昭和 年 月 日生）の相続人が、申立人 1 及び同 3 ないし 5 の知る限り、申立人 1 及び同 3 ないし 5 の 4 人であること

申立人 1 及び同 3 ないし 5 の知る限り、A の相続に関し、申立人 1 及び同 3 ないし 5 の間で、遺産の分割又はその協議が一切行われていないこと

2 和解契約の範囲

申立人ら各人と被申立人は、それぞれ、本件に関し、下記の表において当該申立人に係るもの、申立人 1 及び同 3 ないし 5 に共通するもの又は申立人らに共通するものとしてそれぞれ掲記した各損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

申立人 1			
1	財物損害	別紙不動産目録記載 3 の土地	1 3 2 万 8 5 9 0 円
		別紙不動産目録記載 5 の建物のうち持分 2 分の 1（申立人 1 固有の持分）	1 2 6 8 万 8 2 6 4 円
		別紙不動産目録記載 6 の建物（リフォーム代全額含む）	4 3 0 万 3 2 3 3 円
申立人 2			
1	財物損害	別紙不動産目録記載 1 の土地	1 7 万 0 2 1 0 円

		別紙不動産目録記載 2 の土地	6 6 6 万 0 8 9 4 円
		別紙不動産目録記載 4 の建物	4 6 6 万 0 5 4 4 円
		家財	2 4 5 万円
申立人 1、3 ないし 5 に共通			
1	財物損害	別紙不動産目録記載 5 の建物の うち持分 2 分の 1 (もと A 持分)	1 2 6 8 万 8 2 6 5 円
		家財	5 5 5 万円
申立人らに共通			
1	弁護士費用	上記掲記の損害項目すべてに対 応するものとして	1 3 9 万 5 0 0 0 円

3 和解金額

- (1) 被申立人は、申立人 1 に対し、前項の表において申立人 1 に係るものとして掲記した各損害項目に係る和解金として 1 8 3 2 万 0 0 8 7 円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被申立人は、申立人 2 に対し、前項の表において申立人 2 に係るものとして掲記した各損害項目に係る和解金として 1 3 9 4 万 1 6 4 8 円の支払義務のあることを認める。
- (3) 被申立人は、申立人 1 及び同 3 ないし 5 に対し、前項の表において申立人 1 及び同 3 ないし 5 に共通するものとして掲記した各損害項目に係る和解金として 1 8 2 3 万 8 2 6 5 円の支払義務 (申立人 1 及び同 3 ないし 5 の連帯債権) のあることを認める。
- (4) 被申立人は、申立人らに対し、前項の表において申立人らに共通するものとして掲記した損害項目に係る和解金として 1 3 9 万 5 0 0 0 円の支払義務 (申立人らの連帯債権) のあることを認める。

4 既払金

- (1) 〔本件における平成 2 4 年 6 月 2 1 日付一部和解に伴う既払金〕
申立人 1 及び被申立人は、被申立人が前項(1)に掲記した申立人 1 に対する和解金 1 8 3 2 万 0 0 8 7 円の支払義務のうち 4 0 0 万円の支払いを履行済みであることを相互に確認する。

- (2) 〔仮払補償金〕

申立人 2 と被申立人は、被申立人が申立人 2 に対し支払った仮払補償金 1 0 5 万円のうち、4 5 万円を前項(2)の支払から控除することに合意する。申立人らと被申立人は、被申立人が申立人 1 及び同 3 ないし 5 の 4 名に対し支払った仮払補償金 2 2 0 万円、並びに、被申立人が申立人 2 に対し支払った仮払補償金 1 0 5 万円のうち前記の 4 5 万円以外の部分は前項の支払から控除せず、次回以降の支払時に順次清算することを予定する。

5 支払方法

(省略)

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

7 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項の表において申立人らに共通するものとして掲記した損害項目(その対応するものとされた損害費目について第1項に掲記された金額の範囲の権利実現に関する部分に限り、その遅延損害金を含む。)に係る賠償請求に関しては、本和解契約書に定めるものの外、申立人らと被申立人との間には何らの債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人代理人が記名押印の上、双方が1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月29日

(別紙省略)

(仲介委員長 田中俊充、仲介委員 鈴木修司、同 大木健司)